

3 労福第 1 0 0 5 号

令和 4 年 3 月 7 日

愛知県経営者協会

会長 大島 卓 様

愛知県労働局長

(公印省略)

愛知県まん延防止等重点措置の期間再延長について (通知)

本県では、「愛知県まん延防止等重点措置」により、1月21日(金)から期間延長を含め、感染拡大の抑制に取り組んでまいりました。しかしながら、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、依然として入院患者数は多く、厳しい状況が続いていることから、同措置の期間を3月21日(月)まで再度延長することとしました。

については、貴団体におかれましても、感染状況に応じて必要な対策を適時適切に講じていただくとともに、貴会員の方への周知につきまして御配慮いただきますようお願いいたします。

<添付文書>

別紙 1 愛知県まん延防止等重点措置 概要

別紙 2 愛知県まん延防止等重点措置 本文

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

連絡先 労働福祉課労使関係グループ(渡邊)

電 話 052-954-6361 (ダイヤルイン)